

平成 30 年度 埼玉大学教養学部科目等履修生案内 外国人用

1 出願資格

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在学教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 学校教育法施行規則第98条の規定により、高等学校長又は中等教育学校長が教育上有益と認めたときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒
 - (9) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- ※（9）は、開設学部等で相談してください。

2 出願の範囲

「留学」の在留資格で日本に在留し、授業科目の履修を志願する者は、毎ターム全学を通じて週10時間（時限にして7コマ）以上願い出てください。授業科目数が週10時間（時限にして7コマ）に満たない者の願い出は認められません。出願者の在留資格が「留学」以外の場合は、週10時間（時限にして7コマ）未満の願い出を認める場合があります。また、出願できるタームや授業科目数及び履修できる授業科目は、授業科目を開設する当該学部等で定めており、別紙のとおりとなっています。詳細は、それぞれの学部等にお問い合わせください。

3 出願手続

(1) 出願期間

第1・第2ターム：平成30年 4月 9日（月）～ 4月13日（金）まで
第3・第4ターム：平成30年 9月27日（木）～ 10月 3日（水）まで

※第1・第2ターム出願期間には、第1・第2タームの科目のみを出願してください。

ただし、担当教員の承諾を得られている場合に限り第3・第4タームの科目も出願できますが、諸事情により後日履修不可となった場合、授業料は返納できませんのでご注意ください。

出願期間内に必ず留学生相談担当教員による面接を受ける必要があります。その結果の「確認書」を提出しなければ、出願できなくなりますので、注意してください。なお、面接を受ける当日に「外国人科目等履修生面接願」を国際室に提出してください。

※面接は必ず事前に国際室で予約をしてください。出願の時期は予約が混み合うため、早めの予約をお願いします。

予約方法：国際室窓口または電話（048-858-3011）

(2) 出願書類等

★の用紙は、履修を希望する授業科目を開設する学部等の窓口で入手してください。

- ① ★科目等履修願
履修を希望する授業科目を開設する学部等ごとに作成してください。
- ② ★履歴書
- ③ ★学生証発行用写真貼付票
- ④ 最終学校卒業(修了)証明書
- ⑤ 最終学校成績証明書
- ⑥ 在留資格及び在留期限の記載がある公的書類
(住民票、在留カード又は旅券等の写し等)
- ⑦ 確認書(留学生相談担当教員による面接結果)
- ⑧ 検定料納付用紙(①～⑦の書類を確認した後で配付します)

(3) 出願方法

まず、上記の提出書類のうち、①～⑦を、学務部教育企画課(学生センター内)の窓口に出願してください。そこで書類の確認を受けた後、教育企画課担当者の認印を押印した⑧検定料納付用紙をお渡ししますので、授業料等収納窓口(財務部経理課)にて検定料を**出願期間内**に納付してください。納付した後、領収書を学務部教育企画課に出願してください。

4 選考

学部等の定める方法により選考を行い、合格者を発表します。

合格者の発表は、郵送またはメールにてお知らせします。合格時のお知らせを郵送で通知する場合は、入学手続に必要な書類を同封しますが、メールで通知する場合は、教育企画課まで取りに来ていただくことになります。

5 入学手続

入学料及び授業料(3ページ参照)

合格決定後15日以内に、納付用紙を添えて入学料及び授業料を授業料等収納窓口(財務部経理課)に納入してください。その後速やかに領収印が押印された領収書を教育企画課窓口にて提示してください。

6 履修の許可

5の入学手続きを完了した者に履修を許可します。

7 その他

(1) 成績通知書は、第1・第2タームの科目は9月下旬、第3・第4タームの科目は3月下旬に教育企画課で交付します。

(2) 学力に関する証明書や成績証明書を請求する場合は、第1・第2タームの科目は9月以降、第3・第4タームの科目は3月以降に教育企画課へ申請してください。事前申請はできません。なお、在籍期間満了後の発行は有料となります。

8 問い合わせ先

埼玉大学：〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255

教養学部係：048-858-3044

経済学部係：048-858-3286

教育学部係：048-858-3144

理学部係：048-858-3345

工学部係：048-858-3429

理工研係：048-858-3430

教育企画課(外国語、基盤科目)：048-858-9026

平成 30 年度 科目等履修生検定料等

1	検定料	:	9,800円
2	入学料	:	28,200円
3	授業料（1単位あたり）	:	14,800円

1) 必要となる納付金は、以下の料金表及び納付金早見表で確認してください。

料金表

納付金の種類	金 額	出願する時期	★
検 定 料	9,800 円	第 1・第 2 ターム	①
		第 3・第 4 ターム	①
入 学 料	28,200 円	第 1・第 2 ターム	②
		第 3・第 4 ターム	②
授 業 料	(14,800×単位数) 円	第 1・第 2 ターム	③
		第 3・第 4 ターム	③

上の料金表に基づいた納付金早見表

対象科目	第 1・第 2 ターム		第 3・第 4 ターム		★必要な納付金（※2）
	4月に出願	4月に出願（※1）	9～10月に出願		
パターンA	する	しない	しない		①+②+③
パターンB	する	する	しない		①+②+③+③
パターンC	する	する	する		①+②+③+①+③
パターンD	する	しない	する		①+②+③+①+②+③
パターンE	しない	しない	する		①+②+③

※1：担当教員の許可が必要です。

※2：納付の時期は、2ページ「3 出願手続」及び3ページ「5 入学手続」を参照してください。

2) 検定料、入学料及び授業料は、教育企画課の担当者印が押印された納付用紙を入手次第速やかに（入学料及び授業料は合格決定後15日以内に）、納付用紙を添えて、授業料等収納窓口（財務部経理課）にて納付してください。

(別紙)

出願できる授業科目数及び履修できる授業科目一覧

学部等	出願できる授業科目数	履修できる授業科目
教養学部	年間で20単位分以内	授業科目の性質や抽選を実施する場合など、事情によっては履修を認めない科目がある。
経済学部	年間で20単位分以内	第2及び第4タームに開講される昼間コース科目のうち、常勤教員が担当する科目。授業科目の性質やその他の事情によっては、履修を認めない科目がある。
教育学部	第1・第2タームで3科目以内 第3・第4タームで3科目以内	授業科目の性質やその他の事情によっては、履修を認めない科目がある。
理学部	年間で20単位分以内	実験・実習・演習等については、原則として履修不可とする。
工学部	年間で20単位分以内	実験・実習・演習等については、原則として履修不可とする。
人文社会科学 研究科	年間で20単位分以内	授業科目の性質やその他の事情によっては、履修を認めない科目がある。
教育学研究科	第1・第2タームで3科目以内 第3・第4タームで3科目以内	専門職学位課程の科目については、原則として履修不可とする。 修士課程は、授業科目の性質やその他の事情によっては、履修を認めない科目がある。
理工学研究科	年間で20単位分以内	実験・実習・演習等については、原則として履修不可とする。
教育機構	特に制限なし	第1タームは履修不可とする。 授業科目の性質やその他の事情によっては、履修を認めない科目がある。
日本語教育 センター	第1・第2タームで7科目以内 第3・第4タームで7科目以内	留学生については、面談のうえ受講科目を決定する。 授業科目の性質やその他の事情によっては、履修を認めない科目がある。

埼玉大学外国人科目等履修生面接願

氏名	フリガナ		
	漢字		
パスポート記載氏名 (アルファベット記載)			
国籍			
生年月日		性別	
住所			
電話番号			
メールアドレス			
在留資格			
在留期限			
在留カード番号			
本国住所			
電話番号			

西暦 年 月	学歴・職歴
	高等学校入学
	高等学校卒業
	大学入学
	大学大学院修了

緊急連絡先

氏名	
出願者との関係	
住所	
電話番号	

日本語 学習歴	学習機関名	
	所在地	
	学習期間	年 月 ~ 年 月
日本語能力試験	受験した年：()年()級 合格	
日本留学試験	受験した年：()年()級	
	点数：()点	
科目等履修の目的		
得意な科目		
希望する学習分野 及びその理由		
本学科目等履修生 終了後の予定		

※在留資格について

毎ターム全学を通じて週10時間(時限にして7コマ)以上履修する者は、「埼玉大学科目等履修生案内(外国人用)『6 履修の許可』」における許可を受けた後、本学を所属機関として、在留資格「留学」に係る申請を行うことができます。ただし、予め以下の点に注意してください。

- ・履修の許可が下りて、在留資格「留学」に係る申請を行うことができる時期は、出願の約2か月後になること。
- ・在留資格「短期滞在」から「留学」への変更手続きには、入国管理局への申請後、標準的に最低でも1か月半を要すること。